

(4) いじめの正確な認知の推進

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>(いじめの定義)</p> <p>前述1アのとおり、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている（法第2条第1項）。</p> <p>文部科学省は、いじめの定義には、次の①から④の要素が含まれているとしている。</p> <p>① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること。</p> <p>② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。</p> <p>③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。</p> <p>④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。</p> <p>また、国の基本方針では、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとされ、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要であるとされている。</p> <p>なお、問題行動等調査に規定されていたかつてのいじめの定義には、「自分より弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法の定義にそれらの要素は含まれていない。</p> <p>(いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成に係る取組)</p> <p>文部科学省は、平成28年3月の教委等に対する通知で、いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、法が機能するための大前提であるとし、いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案がいまだに発生していることを真摯に受け止める必要があるとしている。</p> <p>そして、同通知により、いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認するよう求めている。</p> <p>また、同省は、平成27年8月及び28年12月の通知で、各学校に対していじめの認知漏れがないか確認するよう求めるとともに、26年度及び27年度において年間でいじめの認知件数が零であった学校（以下「いじめ零校」という。）に対して、認知件数が零（以下「いじめ零」という。）であった事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認するよう求めている。</p>	<p>図表2-(4)-①</p> <p>図表2-(4)-②</p> <p>図表2-(4)-③</p> <p>図表2-(4)-② (再掲)</p> <p>図表2-(4)-② (再掲)</p> <p>図表2-(4)-④、 ⑤</p>

<p>このほか、同省は、平成28年3月の通知で、各学校に対して、同省が作成したいじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料（以下「共通理解形成資料」という。）について、全ての教職員への配付及び研修会等での内容説明などの活用を求めている。</p>	<p>図表2-(4)-② (再掲)</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、調査対象とした20県教委及び40市教委の計60教委、249校（99小学校、99中学校及び51高等学校）における①いじめの認知件数の学校間差に係る原因分析の状況、②いじめ零校におけるいじめ零の事実の公表状況、③共通理解形成資料の活用状況、④いじめの認知の判断基準の状況、⑤いじめの認知漏れと考えられる事案の状況、⑥文部科学省におけるいじめの正確な認知に係る教委等の取組の把握状況を調査したところ、以下のとおり、いじめの正確な認知が不十分な状況がみられた。</p>	
<p>ア いじめの認知件数の学校間差に係る原因分析の状況</p> <p>60教委におけるいじめの認知件数の学校間差に係る原因分析の実施状況について調査したところ、次のとおり、分析の取組が不十分な状況がみられた一方、学校間差の解消に向けた具体的な取組をしているものもみられた。</p>	
<p>(いじめの認知件数の学校間差に係る認識状況)</p> <p>60教委のうち、平成27年度はいじめの認知件数について、設置校間で差があると認識しているものや、認知件数が少ない学校が多いと認識しているものが46教委（76.7%）みられた。この中には、設置する小学校の児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数が、最少校では0件、最多校では666.7件となっているものや、設置校の66.7%がいじめ零校となっているもの等がみられた。なお、いじめの認知件数が少ない学校が多いと認識しているかどうかについては、「いじめの認知件数が少ない」とする基準や「少ない学校が多い」とする基準が分からないため回答できないとするものも22教委（36.7%）みられた。</p>	<p>図表2-(4)-⑥ 図表2-(4)-⑦ 図表2-(4)-⑧</p>
<p>(いじめの認知件数の学校間差に係る原因分析の状況)</p> <p>次に、上記認識を有している46教委におけるいじめの認知件数の設置校間の差の原因分析の実施状況をみると、実施しているものが26教委（56.5%）、実施していないものが20教委（43.5%）であった。</p>	<p>図表2-(4)-⑨</p>
<p>原因分析を実施していない20教委における主な理由は、いじめの認知に関して学校が適切に対応していると認識しているためが15教委（75.0%）、いじめの認知件数が多いかどうかは問題ではなく、いじめへの適切な対応等が重要であるためが4教委（20.0%）等であった。</p>	<p>図表2-(4)-⑩</p>
<p>一方、原因分析を実施している26教委におけるいじめの認知件数の学</p>	<p>図表2-(4)-⑪</p>

<p>校間差の主な発生原因をみると、学校において「いじめ」の捉え方に差異があるなどのいじめ問題の共通理解が不足しているためが21教委（80.8%）、小規模校と大規模校の混在によりいじめの認知件数に差が出やすいなどの地域特性のためが5教委（19.2%）等であった。これらの教委の中には、次のとおり、学校がいじめの定義をどのように解釈しているかを個別に確認し、いじめの正確な認知について指示しているものもみられた。</p> <p>○ 県教委は、全ての県立学校の校長に対しヒアリングを実施し、学校がいじめの定義をどのように解釈しているかを個別に確認した。その結果、法がいじめの定義に該当する事案であったが、かつての定義のとおりに解釈し、「トラブル」と捉えたことにより、いじめとして認知できていない学校があった。このため、法がいじめの定義を改めて指導し、一過性の事象等としていじめと認知していないものについて積極的に認知件数として計上するよう指示するなどした。</p>	<p>図表2-(4)-⑫</p>
<p>また、県教委の中には、次のとおり、県内全体の状況の分析結果に基づき、学校間差の解消に向けた具体的な取組をしているものもみられた。</p> <p>○ 県教委は、児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数が少ない6市町村及び6校を訪問し、認知件数が増加しない原因を把握する取組を実施した。その結果、①市町村や学校の教職員等におけるいじめの認知に係る理解が不十分であること、②市町村教委が学校に求めているいじめを認知した場合の報告内容が、県教委が市町村教委に求めている内容より詳細で、学校の事務負担となっている例がみられ、学校から市町村教委へのいじめの報告の仕組みに課題があること等が認知件数が増加しない原因であると分析した。県教委は、今後、いじめの適正な認知に向けた周知徹底のほか、報告体制の整備及び事務負担の軽減を推進するとしている。</p>	<p>図表2-(4)-⑬</p>
<p>イ いじめ零校におけるいじめ零の事実の公表状況</p> <p>249校のうちいじめ零校がいじめ零の事実を児童生徒や保護者向けに公表しているかどうかの状況（文部科学省が上記の通知で求めている平成26年度及び27年度）について調査したところ、次のとおり、いじめ零校における公表の取組が不十分な状況がみられた。</p> <p>249校のうち、文部科学省が求めているいじめ零の事実の公表の対象校は、平成26年度は68校（27.3%）、27年度は58校（23.3%）であった。このうち、児童生徒や保護者向けにいじめ零の事実を公表したものは、平成26年度は26校（38.2%）、27年度は29校（50.0%）であり、いじめ零の事実を公表していないものは、26年度は42校（61.8%）、27年度は29校（50.0%）であった。</p>	<p>図表2-(4)-④、 ⑤（再掲）</p> <p>図表2-(4)-⑭</p>

<p>いじめ零の事実を公表していない平成26年度の42校及び27年度の29校における主な理由は、次のとおりであった。</p> <p>① 公表が求められていることを知らなかったため又は教委からの指示がないためが平成26年度は24校（57.1%）、27年度は16校（55.2%）</p> <p>② 公表による影響が懸念されるためが平成26年度は1校（2.4%）、27年度は1校（3.4%）</p>	<p>図表2-(4)-⑮</p>
<p>また、いじめ零の事実を公表していない平成26年度の42校及び27年度の29校におけるいじめ零の主な理由は、次のとおりであり、認知漏れがあったと考えられる学校もみられた。</p> <p>① いじめ防止の取組の成果であるためが平成26年度は27校（64.3%）、27年度は19校（65.5%）</p> <p>② 軽微な事案、解消した事案等は認知していなかったためが平成26年度は5校（11.9%）、27年度は0校（0.0%）</p> <p>③ いじめの実態を正確に把握できていない可能性がある、教員におけるいじめの認知等に係る意識が十分でないなどいじめ問題の共通理解が不足していたためが平成26年度は3校（7.1%）、27年度は1校（3.4%）</p>	<p>図表2-(4)-⑯</p>
<p>一方、いじめ零の事実を公表した平成26年度の26校及び27年度の29校における公表方法をみると、学校のウェブサイトや学校通信に掲載したものが26年度は9校（34.6%）、27年度は8校（27.6%）、全校集会やPTA総会で児童生徒や保護者に口頭で説明したもの等が26年度は12校（46.2%）、27年度は16校（55.2%）等となっていた。一部の教委や学校では、いじめ零の事実の公表方法について、学校関係者以外の第三者に公表する必要性はないとして、学校のウェブサイトへの掲載は必要ないという意見もみられた。</p>	<p>図表2-(4)-⑰</p>
<p>また、いじめ零の事実を公表した平成26年度の26校及び27年度の29校のうち、公表の結果いじめを認知したものは、26年度の1校（2件）であった。</p>	<p>図表2-(4)-⑱、 ⑳</p>
<p>さらに、県教委の中には、県の地方基本方針の改定時に、学校でのいじめアンケート調査等によりいじめ零の場合でも公表する必要がある旨を規定し、当該県内の小学校でも、いじめ零の場合にはいじめ零の事実を公表する旨を学校基本方針に盛り込んでいるものもみられた。</p>	<p>図表2-(4)-㉑</p>
<p>ウ 共通理解形成資料の活用状況</p>	
<p>249校におけるいじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解形成に当たっての共通理解形成資料の活用状況について調査したところ、次のとおり、その活用が不十分な状況がみられた。</p>	
<p>249校における共通理解形成資料の教職員への配付状況をみると、全て</p>	<p>図表2-(4)-㉒</p>

<p>の教職員に配付したものが196校（78.7%）ある一方、全ての教職員に配付していないものが48校（19.3%）あった。</p> <p>全ての教職員に配付していない48校における主な理由は、次のとおりであった。</p> <p>① 管理職等の一部の教職員のみへの配付等で足りると判断したため が34校（70.8%）</p> <p>② 共通理解形成資料の内容は既に共通理解が得られているため20 校（41.7%）</p> <p>③ 共通理解形成資料の存在自体を知らなかったため5校（10.4%）</p> <p>一方、全ての教職員に共通理解形成資料を配付した196校の中には、学 校が独自に作成している問題行動等への対応マニュアル等に加害行為を した者が不明でもいじめがあったものとして取り扱う旨の共通理解形成 資料の内容を盛り込み、事例研修を行うなどした上で、加害児童が判明 しなかった事案をいじめとして適切に認知しているもの等がみられた。</p>	<p>図表2-(4)-㉓</p> <p>図表2-(4)-㉔</p> <p>図表2-(4)-㉒ (再掲)</p>
<p>エ いじめの認知の判断基準の状況</p> <p>60教委及び249校におけるいじめの認知の判断基準の状況について調 査したところ、次のとおり、学校において、法のいじめの定義を限定的 に解釈していると考えられるものがみられた。</p> <p>(教委におけるいじめの認知の判断基準の状況)</p> <p>60教委におけるいじめの認知の判断基準の状況をみると、全ての教委 が法のいじめの定義を判断基準としていた。</p> <p>(学校におけるいじめの認知の判断基準の状況)</p> <p>249校におけるいじめの認知の判断基準の状況をみると、法のいじめの 定義を判断基準とするもの（以下「法定義校」という。）が185校（74.3%） ある一方、法のいじめの定義とは別の次の要素を判断基準とし、いじめ の定義を限定的に解釈していると考えられるもの（以下「限定解釈校」 という。）が59校（23.7%）みられた。</p> <p>① 加害行為の「継続性」の要素を判断基準とするものが49校（83.1%）</p> <p>② 加害行為の「集団性」の要素を判断基準とするものが32校（54.2%）</p> <p>③ 「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差の要素を判断基準 とするものが7校（11.9%）</p> <p>また、限定解釈校の中には、複数の要素を判断基準とするものが多く みられ、「継続性」等に加えて、①事案の「悪質性」等に着目するもの、 ②「不均衡な力関係で二度以上の不快な思い」、「被害者本人の深刻度」 等被害児童生徒の心身の苦痛の度合いに着目するもの、③加害児童生徒</p>	<p>図表2-(4)-㉕</p> <p>図表2-(4)-㉖</p> <p>図表2-(4)-㉗</p> <p>図表2-(4)-㉘</p>

<p>の「悪意」、「意図」に着目するもの、④「相手を指導する必要があるか」など事案への対処の違いに着目するもの等がみられた。</p> <p>限定解釈校がいじめの定義を限定的に解釈する主な理由は、次のとおりである。</p> <p>① いじめを認知すること自体が生徒や保護者にいたずらに不安を与えると認識しており、いじめの事実を把握した際に、既にいじめが解消しているなど、継続性のないものは除いているため。</p> <p>② 児童は、判断力や道徳性、人権感覚等が成長途上であることから、一過性の行為であれば、認知しなくても、関係児童に指導し担任が見守ることで解決できると考えるため。</p> <p>③ 子供同士のトラブルですぐに解消した事案を認知すると相当な数となるため。</p>	<p>図表2-(4)-⑳</p>
<p>なお、法のいじめの定義の限定解釈の状況について、教育長等からは、当省の調査過程における指摘によりその実態が分かったとする意見が聴かれた。</p>	<p>図表2-(4)-㉑</p>
<p>オ いじめの認知漏れと考えられる事案の状況</p> <p>249校に対し、児童生徒間のトラブル、ふざけ合い等を把握したが、いじめの認知には至らなかった事案について、最大で直近3事案の回答を求めたところ、169校から計389事案の回答が得られた（注）。</p> <p>この389事案について、学校がいじめとして認知するかどうかの実際の場面でいじめの認知に至らないと判断した理由等を調査したところ、次のとおり、いじめの認知漏れと考えられる状況がみられた。</p> <p>（注） 当省の調査時点で、1校当たり最大で直近3事案の回答を求めたものである。回答を得られなかった80校の主な理由は、「記録がない」、「該当がない」等であった。</p>	<p>図表2-(4)-㉒</p>
<p>（いじめの認知に至らなかった事案の概況）</p> <p>いじめの認知に至らなかった事案について回答が得られた169校・389事案のうち、学校がいじめの認知に至らないと判断した理由として、法の定義とは別の要素である「継続性」等の要素がないため認知していないことを挙げているもの、すなわち、いじめの認知漏れと考えられるものが32校（18.9%）・45事案（11.6%）みられた。</p> <p>また、いじめの認知漏れと考えられる32校・45事案について、法定義校、限定解釈校の別にみると、法定義校126校・291事案のうち、24校（19.0%）・32事案（11.0%）、限定解釈校39校・90事案のうち、8校（20.5%）・13事案（14.4%）となっていた。このことから、法定義校においても、いじめとして認知するかどうかの実際の場面では、「継続性」等の要素を考慮している状況がみられた。</p>	<p>図表2-(4)-㉓</p>

<p>(いじめの認知漏れと考えられる事案の状況)</p> <p>次に、いじめの認知漏れと考えられる32校・45事案について、学校がいじめの認知に至らないと判断した理由についてみると、次のとおりであった。</p> <p>① 加害行為の「継続性」の要素がないため、認知しなかったものが10校 (31.3%)・14事案 (31.1%)</p> <p>② 「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差の要素がないため、認知しなかったものが3校 (9.4%)・3事案 (6.7%)</p> <p>③ その他、事案の「悪質性」や「緊急性」、被害児童生徒の心身の苦痛の度合い、加害児童生徒の「悪意」等に着目して認知しなかったものが26校 (81.3%)・31事案 (68.9%)</p> <p>これら、いじめの認知漏れと考えられる事案には、次のようなものがみられた。</p> <p>① 小学校では、児童との教育相談で、数人から下着まで下げられひどく傷ついたことを把握した。学校いじめ対策組織で報告したが、単発行為で継続性がなく、解決済みであったため認知しなかった。</p> <p>② 中学校では、体育の授業後、クラス内で被害生徒の服を取り上げて投げ合い、同生徒に返さず、同生徒が泣いているのを把握した。管理職、生徒指導主事等で協議した結果、一過性の嫌がらせと判断し、認知しなかった。</p>	<p>図表2-(4)-③</p> <p>図表2-(4)-④</p>
<p>カ 文部科学省におけるいじめの正確な認知に係る教委等の取組の把握状況</p> <p>文部科学省は、上記のとおり、教委等に対する通知でいじめの正確な認知に向けた様々な取組を求めている。</p> <p>同省は、これらの通知で教委等に求めている取組のうち、1県教委におけるいじめの認知件数の学校間差に係る原因の分析状況のみを把握している状況となっている。</p> <p>また、同省は、いじめ零の事実の公表状況及び共通理解形成資料の活用状況については、通知を踏まえ、各学校において適切に実施されていると認識しているため把握していないとしている。</p> <p>なお、同省は、いじめの認知件数の都道府県間の差について、依然として法に規定されたいじめの定義に基づく認知が十分でないことが原因であると分析している。</p> <p>上記のとおり、同省は、いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、法が機能するための大前提であるとしている。</p> <p>しかし、調査対象とした教委及び学校において、いじめの正確な認知に向けた取組が不十分な実態や法のいじめの定義を限定的に解釈していると</p>	<p>図表2-(4)-②、④、⑤ (再掲)</p>

考えられたりいじめの認知漏れと考えられたりする実態がみられ、重大な結果を招くおそれがある。

【所見】

したがって、文部科学省は、いじめの正確な認知を推進する観点から、教委及び学校に対し、いじめの認知件数の学校間差の原因分析などのいじめの正確な認知に向けた取組を更に促すとともに、法のいじめの定義を限定的に解釈しないことについて周知徹底する必要がある。

図表 2-(4)-① いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉

(定義)
 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
 2～4 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(4)-② 「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」（平成 28 年 3 月 18 日付け 27 初児生第 42 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）〈抜粋〉

(略)
 言うまでもなく、いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、いじめ防止対策推進法が機能するための大前提であります。また、いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案がいまだに発生していることを真摯に受け止める必要があります。
 そこで、文部科学省では、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」への協力依頼に先立ち、いじめの認知に関する考え方を簡潔にまとめた教職員向けの資料を作成しました。
 (略)
 1 資料の活用等について
 (1) 各学校において全ての教職員に別添の資料を配布すること。
 (2) 職員会議や各学校に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」の会合、いじめ問題に関する研修会等において、管理職等が本資料の内容を説明するなどして、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。
 (3) 学校の設置者等にあつては、必要に応じ、本資料が各学校においてどのように活用されているかを具体的に把握すること。また、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関し、いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認の上、正確な認知件数を計上すること。
 2 新年度に向けた取組について (略)

別添

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないかと？しっかりと
いじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないかと？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があります。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが、しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。



◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもしじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

（定期的に実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名（約94%）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名（約11%）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものと考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。
いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し（件数は増える）、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

(注) 下線及び枠線は、当省が付した。

図表 2-(4)-③ いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））＜抜粋＞

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1～4 (略)

5 いじめの定義

(略)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否を判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(略)

6・7 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(4)-④ 「平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（依頼）」（平成 27 年 8 月 17 日付け 27 初児生第 26 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）＜抜粋＞

(略)

1 いじめの認知に関する考え方

(1)～(3) (略)

(4) (略)

反対に、いじめの認知件数が零又は僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。そのいずれであるかを検証するための有効な手段として、特に、昨年度中におけるいじめの認知が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認されたい。

(略)

(5) (略)

2 見直しに当たり留意すべき点 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(4)-⑤ 「平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果（速報値）について（通知）」（平成 28 年 12 月 1 日付け 28 初児生第 31 号文部科学省初等中等教育局 児童生徒課長通知）＜抜粋＞

(略)

2. いじめの問題への対応について

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県間のいじめ認知件数の差について
(略)

また、平成27年度中にいじめを認知していない学校（14,014校）にあつては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、それらの学校においては、いじめの認知件数が零であったということを児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。設置者は、その確認状況を適切に把握するとともに、都道府県教育委員会にあつては、教育事務所所管の地域間及び市町村間、設置する学校間、市町村にあつては、設置する学校間における認知件数の格差についても適切に分析するとともに、必要に応じ、指導助言を行うこと。

(4)・(5) (略)

3. ～5. (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(4)-⑥ 調査対象 60 教委におけるいじめの認知件数の学校間差に係る認識状況（平成 27 年度）
(単位：教委、%)

いじめの認知件数の学校間差に係る認識状況	県教委		市教委		合計	
	教委数	構成比	教委数	構成比	教委数	構成比
設置校間で差があると認識していたり、認知件数が少ない学校が多いと認識しているもの	15	75.0	31	77.5	46	76.7
うち、設置校間で差があると認識しているもの	15	75.0	30	75.0	45	75.0
うち、認知件数が少ない学校が多いと認識しているもの	5	25.0	9	22.5	14	23.3
大きな差はない等と認識しているもの	2	10.0	2	0.5	4	6.7
回答不可等	3	15.0	7	17.5	10	16.7
合計	20	100	40	100	60	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

図表 2-(4)-⑦ いじめの認知件数について、設置校間で差があると認識していたり、認知件数が少ない学校が多いと認識している 46 教委における主な状況（平成 27 年度）

区分	主な状況
設置校間で差があると認識している教委	<ul style="list-style-type: none"> 設置する小学校の児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数は、最多校で 666.7 件、最少校で 0.0 件となっている。 設置する中学校の児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数は、最多校で 9.8 件、最少校で 2.4 件となっている。
認知件数が少ない学校が多いと認識している教委	<ul style="list-style-type: none"> 設置校数に対するいじめ零校数の割合は、小学校及び中学校のいずれも 66.7%となっている。 設置する高等学校において、①いじめ零校数の割合が全国平均値より高い、

	②児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数が全国平均値より低いといった状況がみられ、認知件数が少ない学校が半数超となっている。
--	---

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「設置校間で差があると認識している教委」の「主な状況」欄に、差の状況について回答が得られた教委のうち差が最大であったものと差が最小であったものを記載している。

図表 2-(4)-⑧ 調査対象 60 教委におけるいじめの認知件数が少ない学校が多いかどうかの認識状況
(平成 27 年度)

(単位：教委、%)

いじめの認知件数が少ない学校が多いかどうかの認識状況	県教委		市教委		合計	
	教委数	構成比	教委数	構成比	教委数	構成比
認知件数が少ない学校が多い	5	25.0	9	22.5	14	23.3
認知件数が少ない学校はない、妥当な状況である	2	10.0	7	17.5	9	15.0
回答不可 等	13	65.0	24	60.0	37	61.7
うち、「いじめの認知件数が少ない」とする基準や「少ない学校が多い」とする基準が分からない	10	50.0	12	30.0	22	36.7
合計	20	100	40	100	60	100

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-⑨ いじめの認知件数について、設置校間で差があると認識していたり、認知件数が少ない学校が多いと認識している 46 教委における原因分析の実施状況

(単位：教委、%)

原因分析の実施状況	県教委		市教委		合計	
	教委数	構成比	教委数	構成比	教委数	構成比
原因分析を実施している	8	53.3	18	58.1	26	56.5
原因分析を実施していない	7	46.7	13	41.9	20	43.5
合計	15	100	31	100	46	100

(注) 1 当省の調査結果による。

2 原因分析を実施しているものには、小学校については適切な認知の結果であるとして分析を実施していないが、中学校については分析を実施している 1 市教委を含む。

図表 2-(4)-⑩ 原因分析を実施していない 20 教委における主な理由

(単位：教委、%)

区分	主な理由	県教委数	市教委数	合計
いじめの認知に関して学校が適切に対応していると認識しているため	日頃から研修等で正確な認知を呼びかけており、学校においても適切に対応していると認識しているため。	6 (85.7)	9 (69.2)	15 (75.0)
いじめの認知件数が多いかどうかの問題ではなく、いじめへの適切な対応等が重要であるため	<ul style="list-style-type: none"> いじめの認知件数の多い少ないよりも、いじめの早期発見、迅速かつ適切な対応が最も重要であると考えているため。 学校のいじめの認知件数が多いかどうかを問題と考えていないため。 	2 (28.6)	2 (15.4)	4 (20.0)
その他	原因分析のための調査の実施は、学校現場の業務を更に増やすことになるため。	1 (14.3)	2 (15.4)	3 (15.0)
(参考) 原因分析を実施していない教委数		7	13	20

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、原因分析を実施していない教委数に対する割合である。

3 複数の区分に計上している教委がある。

図表 2-(4)-⑪ 原因分析を実施している 26 教委におけるいじめの認知件数の学校間差の主な発生原因
(単位：教委、%)

区分	主な発生原因	県教委数	市教委数	合計
学校において、「いじめ」の捉え方に差異があるなどのいじめ問題の共通理解が不足しているため	<ul style="list-style-type: none"> 学校において、教職員の「いじめ」の捉え方や考え方にまだ多少差異があるためと認識しており、課題と捉えている。 いじめの定義をかつての定義のとおりに解釈し、事案を「トラブル」と捉えたことにより、事案には適切に対応しているが、いじめとして認知できていない学校があったため。 実態をより正確に反映して認知件数が増えることが肯定的に評価されることの周知徹底が不十分だったため。 	6 (75.0)	15 (83.3)	21 (80.8)
小規模校と大規模校の混在によりいじめの認知件数に差が出やすいなどの地域特性のため	<ul style="list-style-type: none"> 市内の学校の児童生徒数に大きな開きがあるため、認知件数に差が出やすいため。 規模が大きい学校においては、規模の小さい学校よりも、いじめの認知件数が必然的に増えるため。 	3 (37.5)	2 (11.1)	5 (19.2)
その他	未然防止が図られたことで認知する事案が減った学校があったため。	0 (0.0)	5 (27.8)	5 (19.2)
(参考) 原因分析を実施している教委数		8	18	26

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、原因分析を実施している教委数に対する割合である。

3 複数の区分に計上している教委がある。

図表 2-(4)-⑫ 原因分析を実施している教委において、学校がいじめの定義をどのように解釈しているかを個別に確認し、いじめの正確な認知について指示しているもの

内 容
<p>県教委は、夏季休暇の時期に、全ての県立学校の校長に対しヒアリングを実施し、学校がいじめの定義をどのように解釈しているかや組織的対応ができていないかを個別に確認するとともに、各校の問題行動等調査結果を個別に確認した。</p> <p>その結果、法がいじめの定義に該当する事案であったが、かつての定義のとおり解釈し、「トラブル」と捉えたことにより、事案には適切に対応しているが、いじめとして認知できていない学校があった。このため、法がいじめの定義を改めて指導するとともに、いじめの認知件数が多いことは肯定的に捉えることを改めて伝え、一過性の事象等として、何らかの対応はしているのにいじめとして認知せず、認知件数に計上していないものも積極的に認知し、認知件数として計上するよう指示した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-⑬ 県教委において、県内全体の状況の分析結果に基づき、学校間差の解消に向けた具体的な取組をしているもの

内 容
<p>県教委は、平成 29 年 1 月以降、管内の事情を把握している教育事務所と合同で、児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数が少ない市町村、学校を訪問し、いじめの認知の考え方を確認し、いじめの認知件数が増加しない原因を把握する取組を実施した (6 教育事務所管内で各 1 市町村、当該市町村から小・中学校 1 校ずつの推薦を受け、計 6 市町村及び小・中学校各 6 校を調査)。</p>

その結果、いじめの認知件数の多寡が必ずしもその市町村・学校の児童生徒のいじめの現状を表しているとは言えず、①保護者・地域住民のいじめに対する意識として、学校でいじめが起こってはいけない、いじめが多数起こるのは悪い学校であるという意識が根強いこと、②いじめを認知する側である市町村や学校の教職員等のいじめの認知に係る理解が不十分であること、③市町村教委の中には、学校がいじめを認知した場合に市町村教委に報告を求めている内容が、県教委が市町村教委に求めている内容以上に詳細な内容となっており、学校の事務負担となっている例がみられ、いじめを認知した場合の市町村教委への報告の仕組みにも課題があることなどが、認知件数が増加しない原因であることが明らかになった。

県教委は、今後、市町村・学校が適正にいじめを認知し、計上できるよう通知や研修等での周知徹底を図るとともに、報告体制の整備や計上手順の簡易化・事務負担の軽減を進めていくこととしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-⑭ 調査対象 249 校におけるいじめ零の場合のいじめ零の事実の公表状況

表 1 調査対象 249 校におけるいじめ零の事実の公表対象校の状況

(単位：校、%)

いじめ零の事実の 公表対象校の状況	平成 26 年度				27 年度			
	小学校	中学校	高等学校	合計	小学校	中学校	高等学校	合計
いじめ零の事実の 公表対象校	28 (28.3)	20 (20.2)	20 (39.2)	68 (27.3)	25 (25.3)	19 (19.2)	14 (27.5)	58 (23.3)
いじめ零の事実の 公表対象とならな い学校等	71 (71.7)	79 (79.8)	31 (60.8)	181 (72.7)	74 (74.7)	80 (80.8)	37 (72.5)	191 (76.7)
合計	99 (100)	99 (100)	51 (100)	249 (100)	99 (100)	99 (100)	51 (100)	249 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。

3 「いじめ零の事実の公表対象とならない学校等」には、いじめの認知の状況について回答できない等としており、当該対象となるかどうか判別できなかった学校を含む。

表 2 いじめ零の事実の公表対象校平成 26 年度の 68 校及び 27 年度の 58 校におけるいじめ零の事実の公表状況

(単位：校、%)

いじめ零の事実の 公表状況	平成 26 年度				27 年度			
	小学校	中学校	高等学校	合計	小学校	中学校	高等学校	合計
いじめ零の事実を公 表した学校	6 (21.4)	12 (60.0)	8 (40.0)	26 (38.2)	11 (44.0)	13 (68.4)	5 (35.7)	29 (50.0)
いじめ零の事実を公 表していない学校	22 (78.6)	8 (40.0)	12 (60.0)	42 (61.8)	14 (56.0)	6 (31.6)	9 (64.3)	29 (50.0)
合計	28 (100)	20 (100)	20 (100)	68 (100)	25 (100)	19 (100)	14 (100)	58 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。

図表 2-4)-⑮ いじめ零の事実を公表していない平成 26 年度の 42 校及び 27 年度における主な理由

(単位：校、%)

区分	主な理由	平成 26 年度			27 年度			
		小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校	
		合計	合計	合計	合計	合計	合計	
公表が求められたいことを知らなかったため又は教委からの指示がないため	<ul style="list-style-type: none"> 公表が求められていることを承知していなかったため。 県教委から文部科学省の通知の送付は受けたが、具体的な指示等があったとの認識がなく、公表を求められていることを知らなかったため。 いじめ零の公表及び検証の実施については、市教委から強く指示されておらず、実施が必須とは認識していなかったため。 	13 (59.1)	4 (50.0)	7 (58.3)	8 (57.1)	1 (16.7)	7 (77.8)	16 (55.2)
日頃の取組でいじめは発見できることから公表は不要のため	<p>日常の見守りや年 3 回実施するアンケート等でのいじめの事実があれば発見できると考えており、認知漏れを防ぐための件数公表は不要と考える。</p>	1 (4.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (7.1)	1 (16.7)	1 (11.1)	3 (10.3)
公表による影響が懸念されるため	<p>いじめ零との学校の認識が、生徒や保護者の認識と異なる場合、公表によって、改めて事実確認等が必要となるため、公表はしない方がよい。また、いじめを認知している場合に、その件数を公表すると、世間では「該当者は誰か」を知ろうとする動きが出てくるため、認知件数の公表については議論を要すると考えており、認知件数の有無にかかわらず公表しない。</p>	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	1 (3.4)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 市教委から連絡を受け、問題行動等調査の報告内容について精査したが、特に問題はないと判断したため。 公表の際は、市教委と協議が必要であると考えているため。 	9 (40.9)	4 (50.0)	5 (41.7)	6 (42.9)	5 (83.3)	1 (11.1)	12 (41.4)
(参考) いじめ零の事実を公表していない学校数		22	8	12	14	6	9	29

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、いじめ零の事実を公表していない学校数に対する割合である。

3 複数の区分に計上している学校がある。

図表 2-4-⑯ いじめ零の事実を公表していない平成 26 年度の 42 校及び 27 年度の 29 校におけるいじめ零の主な理由

(単位：校、%)

区分	主な理由	平成 26 年度			27 年度			
		小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校	
		合計	合計	合計	合計	合計	合計	
いじめ防止の取組の成果であるため	<ul style="list-style-type: none"> いじめがあれば正確に認知しており、零の実績は学校による各種いじめ防止取組の成果である。 いじめアンケート実施等により結果的にいじめの未然防止が図られているため。 軽微な事案で、かつ解消済みの事案について報告しないことと判断していたため。 以前は、一過性の事案、解消済みの事案等については、被害生徒が精神的な苦痛を訴えていたとしても「トラブル」として処理し、いじめとして認知していなかったため。 平成 26 年度には、「恐喝・生徒間暴力」及び「嫌がらせ・対人トラブル・ネットトラブル等」をいじめとして認知件数に計上していなかったため（市教委の指示により 27 年度から計上）。 	15 (68.2)	3 (37.5)	9 (75.0)	11 (78.6)	2 (33.3)	6 (66.7)	19 (65.5)
軽微な事案、解消した事案等は認知していなかったため	いじめの実態を正確に把握できていない可能性やいじめ問題の共通理解が不足していたため	2 (9.1)	3 (37.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	<ul style="list-style-type: none"> いじめの実態を把握し切れていない部分もあると思われる。 平成 26 年度当時は、教員におけるいじめの認知、認知件数への計上の意識がまだ十分でなかったため。 小規模校であるので、児童の人間関係も把握しやすく、全教員で情報を共有して、早期対応をしているため。 いじめ零となっている理由は不明である。 	4 (18.2)	2 (25.0)	1 (8.3)	3 (21.4)	4 (66.7)	2 (22.2)	9 (31.0)
(参考) いじめ零の事実を公表していない学校数		22	8	12	14	6	9	29

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、いじめ零の事実を公表していない学校数に対する割合である。

3 複数の区分に計上している学校がある。

図表 2-4-⑪ いじめ零の事実を公表した平成 26 年度の 26 校及び 27 年度の 29 校における公表方法

(単位：校、%)

区分	公表方法	平成 26 年度			27 年度			
		小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校	
		合計	合計	合計	合計	合計	合計	
学校のウェブサイトに学校通信への掲載	<ul style="list-style-type: none"> いじめがなかったこと及びいじめと断定できなかった事例を学校通信に掲載し、学校通信を学校のウェブサイトに掲載した。 「今年度、いじめの認知件数は 0 件であった」との学校評価結果を学校のウェブサイトに掲載した。 いじめ調査結果において、いじめの疑いがある旨の回答を受けて調査した結果、いじめに該当しない内容だったことが判明し、いじめがないと認識した旨を学校便りに掲載した。 	2 (33.3)	6 (50.0)	1 (12.5)	2 (18.2)	5 (38.5)	1 (20.0)	8 (27.6)
全校集会や P T A 総会で児童生徒、保護者に口頭で説明等	<ul style="list-style-type: none"> 生徒に対し、全校集会でいじめの認知が零である旨等を伝えた。 保護者には保護者会や P T A 総会等で、生徒には全校集会の機会を利用して、いじめの認知の状況を口頭で伝えている。 	2 (33.3)	4 (33.3)	6 (75.0)	6 (54.5)	6 (46.2)	4 (80.0)	16 (55.2)
学校評議会の中で学校評議員に口頭で説明等	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議会等の場でのいじめの認知が零であることを口頭で報告した。 学校運営協議会で公表した。 	2 (33.3)	3 (25.0)	2 (25.0)	5 (45.5)	6 (46.2)	1 (20.0)	12 (41.4)
(参考) いじめ零の事実を公表した学校数		6	12	8	11	13	5	29

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、いじめ零の事実を公表した学校数に対する割合である。

3 複数の区分に計上している学校がある。

4 学校評議会とは、学校評議員から成る会議体である。学校評議員は、学校の設置者の判断により学校に置くことができ、校長の求めに応じ、学校運営に関する意見を述べることができるものであり、当該学校の職員以外で教育に関する識見と理解のある者について設置者が委嘱する(学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 49 条等)。また、学校運営協議会とは、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関であり、教委が学校に置くよう努めることとされている。同協議会の委員は、地域住民、保護者、対象学校の運営に資する活動を行う者等について教委が任命する(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 6 等)。

図表 2-(4)-⑱ いじめ零の事実の公表方法について、学校関係者以外の第三者に公表する必要性はないとして、学校のウェブサイトへの掲載は必要ないとの意見

区分	内 容
教 委 の 意 見	学校のウェブサイト等によりあえて第三者に公表する必要性は乏しいとの判断から、いじめ零校に対して、いじめ零の事実の公表を指示していない。 しかし、いじめ零の事実を保護者や児童生徒等の関係者に公表し、検証する必要性はあるので、今後何らかの具体的な方策を検討したい。
学 校 の 意 見	いじめ零である旨をウェブサイト等において公表していないが、PTA等の会合においては、校長が出席者に対してコメントするなどいじめ零である旨の周知は行っている。 ウェブサイト等で公表することについては、学区外の者に対していじめ零であることをアピールするようなことが必要であるとは思わない。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-㉑ いじめ零の事実を公表した平成 26 年度の 26 校及び 27 年度の 29 校におけるいじめ零の事実の公表後のいじめの認知の状況

(単位：校、%)

いじめ零の事実の公表後の いじめの認知の状況	平成 26 年度				27 年度			
	小学校	中学校	高等学校	合計	小学校	中学校	高等学校	合計
いじめ零の事実の公表の結果いじめを認知した学校	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
いじめ零の事実の公表後もいじめ零となった学校	6 (100)	12 (100)	7 (87.5)	25 (96.2)	11 (100)	13 (100)	5 (100)	29 (100)
合計	6 (100)	12 (100)	8 (100)	26 (100)	11 (100)	13 (100)	5 (100)	29 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。

図表 2-(4)-㉒ いじめ零の事実の公表の結果、いじめを認知したもの

内 容
高等学校は、平成 27 年 9 月、全校集会で、生徒に対し、現時点ではいじめの認知が零であるが、認知漏れがないかを確認するために緊急調査を実施する旨の話をした上で、いじめの緊急調査（アンケート）として再調査を実施した。再調査の結果、いじめと疑われるものが 2 件あり、アンケートに記載した生徒に事実確認を行った結果、2 件ともいじめと認知した。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-㉓ 県教委が県の地方基本方針の改定時にいじめ零の場合の公表の必要性を規定し、当該県内の小学校でも学校基本方針にいじめ零の場合の公表について盛り込んでいるもの

内 容
(県教委における取組) 県教委は、平成 28 年 2 月に県の地方基本方針を改定し、「アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐことも必要である」と明記している。
(県内の小学校における取組) 小学校は、平成 28 年度の学校基本方針に、「アンケート調査でいじめ件数「0」の場合、これを児童や保護者に公表し、本当にいじめがないのか検証を行う」と明記しており、今後、いじめ零であった場合は、学校通信等で保護者に報告する予定であるとしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-㉔ 調査対象 249 校における共通理解形成資料の教職員への配付状況

(単位：校、%)

共通理解形成資料の配付状況	小学校	中学校	高等学校	合計
全ての教職員に配付した	79 (79.8)	81 (81.8)	36 (70.6)	196 (78.7)
全ての教職員に配付していない	17 (17.2)	16 (16.2)	15 (29.4)	48 (19.3)
配付したかどうかは不明 等	3 (3.0)	2 (2.0)	0 (0.0)	5 (2.0)
合計	99 (100)	99 (100)	51 (100)	249 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 () 内は、構成比である。

図表 2-(4)-㉕ 共通理解形成資料を全ての教職員に配付していない 48 校における主な理由

(単位：校、%)

区分	主な理由	小学校	中学校	高等学校	合計
管理職等の一部の教職員のみへの配付等で足りると判断したため	<ul style="list-style-type: none"> いじめの情報は全て生活指導部長に上がってくるため、生活指導部長と管理職への回覧で足りると判断したため。 教職員の情報共有スペースの掲示板に掲示し資料の確認を指示することで足りると判断したため。 	12 (70.6)	12 (75.0)	10 (66.7)	34 (70.8)
共通理解形成資料の内容は既に共通理解が得られているため	いじめの現状及び対応については、毎日、「生徒指導便り」で全教職員に報告しており、このことによっていじめの認知についての理解が得られていると判断しているため。	6 (35.3)	7 (43.8)	7 (46.7)	20 (41.7)
共通理解形成資料の存在自体を知らなかったため	<ul style="list-style-type: none"> 共通理解形成資料があることを管理職が把握していなかったため。 教委から共通理解形成資料が送付されたか否かを承知していなかったため。 	2 (11.8)	1 (6.3)	2 (13.3)	5 (10.4)
その他	今後配付予定である。	1 (5.9)	2 (12.5)	2 (13.3)	5 (10.4)
(参考) 共通理解形成資料を全ての教職員に配付していない学校数		17	16	15	48

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 () 内は、共通理解形成資料を全ての教職員に配付していない学校数に対する割合である。
3 複数の区分に計上している学校がある。

図表 2-(4)-㉖ 共通理解形成資料の活用に係る独自の取組により、いじめの認知に係る共通理解の形成を図る工夫をしているもの

区分	内 容
学校が独自に作成した問題行動等への対応マニュアル等に共通理解形成資料の内容を盛り込むなどした上で、いじめを適切に認知しているもの	<p>小学校では、平成 28 年 4 月に共通理解形成資料を職員会議で配付した。</p> <p>また、同校が独自に作成している問題行動等への対応マニュアルに共通理解形成資料の内容を盛り込んで改訂した。</p> <p>さらに、①共通理解形成資料に記載された事例を生徒指導便りに掲載して事例研修を行う、②いじめの認知の考え方について確認する、③いじめを認知、計上する機を捉えて「認知が多いことが指導力不足となるのではなく、認知した後の取組が大切である」、「文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について肯定的に評価する」ことを教職員に伝えるといった取組を行っている。</p>

	<p>問題行動等への対応マニュアルへの掲載内容<抜粋></p> <p>かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていない。</p> <p><u>物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが、誰がやったかわからない場合、行為者が不明であればいじめの定義の要件が満たされているとは言えないが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもないので、問題行動等調査においてもいじめがあったとして報告する。いじめを見逃さないためにも、「いじめの芽」や「いじめの兆候」についてもいじめの定義に従い、いじめとして認知する。</u></p> <p>同校は、平成 28 年度に児童の上履きが隠され、すぐに見つかったものの、加害児童が判明しなかった事案について、問題行動等への対応マニュアルを踏まえ、いじめとして認知した。</p>
<p>共通理解形成資料の配付に併せて他の資料も配付し、いじめの認知についての共通理解を図っているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校では、平成 28 年 4 月に職員会議で共通理解形成資料を配付し、説明した。さらに、同年 10 月、市教委が作成し公表した重大事態の調査報告書と共に改めて共通理解形成資料を配付し、説明して、いじめの認知についての共通理解を図った。 ・ 小学校では、平成 28 年 3 月に、共通理解形成資料を配付した。さらに、全教職員が構成員となっているいじめを含む児童支援を行うための会議において、共通理解形成資料の説明と併せて「いじめの定義の変遷」についての資料も配付して補足説明した。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-㉕ 調査対象 60 教委におけるいじめの認知の判断基準の状況

(単位：教委、%)

いじめの認知の判断基準の状況	県教委		市教委		合計	
	県教委数	構成比	市教委数	構成比	教委数	構成比
法のいじめの定義を判断基準とするもの	20	100	40	100	60	100
合計	20	100	40	100	60	100

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-㉖ 調査対象 249 校におけるいじめの認知の判断基準の状況

(単位：校、%)

いじめの認知の判断基準の状況	小学校	中学校	高等学校	合計
法のいじめの定義を判断基準とするもの (法定義校)	67 (67.7)	85 (85.9)	33 (64.7)	185 (74.3)
法のいじめの定義とは別の要素を判断基準とするもの (限定解釈校)	32 (32.3)	13 (13.1)	14 (27.5)	59 (23.7)
不明等	0 (0.0)	1 (1.0)	4 (7.8)	5 (2.0)
合計	99 (100)	99 (100)	51 (100)	249 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。

図表 2-(4)-㉗ 限定解釈校 59 校が判断基準とする法のいじめの定義とは別の要素の状況

(単位：校、%)

いじめの認知の判断基準とする要素	小学校	中学校	高等学校	合計
加害行為の「継続性」の要素	27 (84.4)	10 (76.9)	12 (85.7)	49 (83.1)
加害行為の「集団性」の要素	19 (59.4)	6 (46.2)	7 (50.0)	32 (54.2)
「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差の要素	4 (12.5)	2 (15.4)	1 (7.1)	7 (11.9)
その他	11 (34.4)	3 (23.1)	1 (7.1)	15 (25.4)
(参考) 限定解釈校数	32	13	14	59

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、限定解釈校数に対する割合である。

3 複数の欄に計上している学校がある。

図表 2-(4)-㉘ 限定解釈校 59 校が判断基準とする法のいじめの定義とは別の主要要素

区分	いじめの認知の判断基準とする主要要素
事案の「悪質性」等に着目するもの	<ul style="list-style-type: none"> 事案の「悪質性」、「継続性」が認められる場合、認知する（小学校、中学校）。 「継続性」、「集団性」があり、かつ「陰湿」、「被害者に精神的苦痛を与えるような事案」を学級担任等が確認した場合に認知する運用をとっている（小学校）。 「いたずら」はいじめとして認知しない（それ以外は本人がいじめと感じれば、事実確認をして認知する。）（小学校）。
被害児童生徒の心身の苦痛の度合いに着目するもの	<ul style="list-style-type: none"> 「不均衡な力関係により、二度以上一方が不快な思い」をした場合に認知する。ただし、特に規定を設けてはおらず、形式的にならないよう、生徒の立場や状況により判断する（中学校）。 いじめ被害の申立てがあった場合は、「被害児童本人の深刻度」、「継続性」、「集団性」、「悪質性」から判断する（小学校）。
加害児童生徒の「悪意」、「意図」に着目するもの	<ul style="list-style-type: none"> ①「悪意」、「意図」がある、②「対象を特定して行う」、③「以前にも同様なことを行っている」、④誰にでも行うのではなく、「加害児童よりも弱い者にのみ行っている」などのいじめの態様が確認できた場合に認知する（小学校）。 加害児童と被害児童に、「力関係の差があること」と「悪意が感じられる行為であること」を、いじめか否かの判断基準としている（小学校）。
事案への対処の違いに着目するもの	<p>事実確認の結果、「相手を指導する必要があるか」、「生徒間でトラブルが発生していてそれを解消する必要があるか」も認知の判断基準とする（高等学校）。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「継続性」、「集団性」、「発達の段階」を考慮して組織的、総合的に判断し、認知する（小学校）。 いじめ及びその疑いがあるものについて、「ふるいの目を小さくして」判断する（中学校）。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-㉑ 限定解釈校 59 校がいじめの定義を限定的に解釈する主な理由

区分	いじめの定義を限定的に解釈する主な理由
いじめを認知すること自体が生徒や保護者に不安を与えると認識している等のため	<p>高等学校は、「いじめ認知 1 件」という情報は、そのいじめの深刻度が不明なまま数字だけが一人歩きし、いじめを認知すること自体が生徒や保護者にいたずらに不安を与えるようなものと認識しており、生徒や保護者の安心の確保のため、学校としていじめの事実を把握した際に、既にいじめが解消している場合等、継続性のないものについてはいじめの認知件数に計上しない運用としている。</p> <p>また、高等学校は、当該運用が法の定義と異なる運用となっていることは承知しているが、上記のような事案についても担任や養護教諭を中心に見守りをする必要に応じた指導等は実施しており、学校として必要な対応は行っているとしている。</p>
児童は成長途上であり、認知しなくても指導等によって解決できるため	<p>児童は、判断力や道徳性、人権感覚等が成長途上であることから、一過性の行為であれば、認知しなくても、関係児童に指導し担任が見守りすることで解決できると考え、該当事案に継続性がないものは担任が見守り、認知しないとしている。</p>
子供同士のトラブルですぐに解消した事案を認知すると相当な数となるため等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校は、同校で起こっている多くの事案は、子供同士のトラブルでお互いに謝罪しておおむね 1 日で終わってしまうものであり、このような事案をいじめとして認知し、計上した場合、相当な数となるため、短期間では終わらずに継続する事案をいじめとして認知するとしている。 ・ 小学校は、すぐに児童生徒のわだかまりが解けた事案については深刻度が軽微であり、小学校（特に低学年）の場合、こうしたケースは日常茶飯事で、その場合も組織的に対応するよう教員に求めると教員の負担が一層増すためとしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-㉒ 法のいじめの定義の限定解釈の状況に関する教育長等の主な意見

内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の先生は、教育の専門家ではあるが、一方では、それが故に、いじめを認知する判断を、国が示しているいじめの定義、県教委が示している指導方針によらないで、学校独自で判断してしまうといった面がないとは言えない。 今回の総務省の調査で、その実態が分かったので、いじめの定義を正しく捉えて認知する必要があることを、市町村教委を通じて学校に助言していきたい。 教員は、真面目な先生ほど、自分の学級の問題は自分で処理しなければと考えがちで、その結果、いじめの認知や対応が遅れることのないよう、校長がどれだけいじめの認知に関する正しい指導を適切に行うかが鍵だと考えている。 ・ ほぼ毎月開催している校長会において、いじめの問題に触れない月はないくらいで、いじめを把握したら正しく認知するように指導している。 今回の総務省の調査で、学校ごとにいじめの認知の判断が異なっていることの指摘を受け、その状況が分かったので、これを参考として、いじめの認知の判断を適正に行うよう、学校を指導していきたい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-㉓ 調査対象 249 校におけるいじめの認知に至らなかった事案の状況

(単位：校、事案、%)

いじめの認知に至らなかった 事案の状況	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	事案数	学校数	事案数	学校数	事案数	学校数	事案数
いじめの認知に至らなかった事案 について回答が得られたもの	69 (69.7)	162 (100)	60 (60.6)	138 (100)	40 (78.4)	89 (100)	169 (67.9)	389 (100)
いじめの認知に至らなかった事案 について回答が得られなかったもの	30 (30.3)	0 (0.0)	39 (39.4)	0 (0.0)	11 (21.6)	0 (0.0)	80 (32.1)	0 (0.0)
合計	99 (100)	162 (100)	99 (100)	138 (100)	51 (100)	89 (100)	249 (100)	389 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。

3 当省の調査時点で、1校当たり最大で直近3事案の回答を求めたものである。回答が得られなかった80校の主な理由は、「記録がない」、「該当がない」等であった。

図表 2-(4)-㉔ いじめの認知に至らなかった事案について回答が得られた 169 校・389 事案におけるいじめの認知漏れと考えられる事案の状況等

表 1 いじめの認知に至らなかった事案について回答が得られた 169 校・389 事案におけるいじめの認知漏れと考えられる事案の状況

(単位：校、事案、%)

いじめの認知漏れと考えら れる事案の状況	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	事案数	学校数	事案数	学校数	事案数	学校数	事案数
いじめの認知漏れと考えられ る事案	16 (23.2)	21 (13.0)	9 (15.0)	13 (9.4)	7 (17.5)	11 (12.4)	32 (18.9)	45 (11.6)
上記以外の事案	66 (95.7)	141 (87.0)	59 (98.3)	125 (90.6)	37 (92.5)	78 (87.6)	162 (95.9)	344 (88.4)
(参考) いじめの認知に至ら なかった事案について回答が 得られた学校数、事案数	69	162	60	138	40	89	169	389

表 2 法定義校のうち、いじめの認知に至らなかった事案について回答が得られた 126 校・291 事案におけるいじめの認知漏れと考えられる事案の状況

(単位：校、事案、%)

いじめの認知漏れと考えられ る事案の状況	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	事案数	学校数	事案数	学校数	事案数	学校数	事案数
いじめの認知漏れと考えられ る事案	13 (26.0)	16 (13.6)	7 (14.0)	10 (8.8)	4 (15.4)	6 (10.2)	24 (19.0)	32 (11.0)
上記以外の事案	48 (96.0)	102 (86.4)	49 (98.0)	104 (91.2)	25 (96.2)	53 (89.8)	122 (96.8)	259 (89.0)
(参考) いじめの認知に至ら なかった事案について回答が 得られた学校数、事案数 (法 定義校)	50	118	50	114	26	59	126	291

表3 限定解釈校のうち、いじめの認知に至らなかった事案について回答が得られた39校・90事案におけるいじめの認知漏れと考えられる事案の状況

(単位：校、事案、%)

いじめの認知漏れと考えられる事案の状況	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	事案数	学校数	事案数	学校数	事案数	学校数	事案数
いじめの認知漏れと考えられる事案	3 (15.8)	5 (11.4)	2 (22.2)	3 (14.3)	3 (27.3)	5 (20.0)	8 (20.5)	13 (14.4)
上記以外の事案	18 (94.7)	39 (88.6)	9 (100)	18 (85.7)	9 (81.8)	20 (80.0)	36 (92.3)	77 (85.6)
(参考) いじめの認知に至らなかった事案について回答が得られた学校数、事案数(限定解釈校)	19	44	9	21	11	25	39	90

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、いじめの認知に至らなかった事案について回答が得られた学校数又は事案数に対する割合である。

3 いじめの認知漏れと考えられる事案及び左記以外の事案がある学校は、双方に計上している。

図表 2-(4)-③③ いじめの認知漏れと考えられる32校・45事案についていじめの認知に至らないと判断した理由

(単位：校、事案、%)

いじめの認知に至らないと判断した理由	小学校		中学校		高等学校		合計	
	学校数	事案数	学校数	事案数	学校数	事案数	学校数	事案数
加害行為の「継続性」の要素がないため	6 (37.5)	8 (38.1)	1 (11.1)	1 (7.7)	3 (42.9)	5 (45.5)	10 (31.3)	14 (31.1)
「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差の要素がないため	2 (12.5)	2 (9.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	1 (9.1)	3 (9.4)	3 (6.7)
その他の要素に着目したため	12 (75.0)	13 (61.9)	9 (100)	12 (92.3)	5 (71.4)	6 (54.5)	26 (81.3)	31 (68.9)
(参考) いじめの認知漏れと考えられる学校数、事案数	16	21	9	13	7	11	32	45

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、いじめの認知漏れと考えられる学校数又は事案数に対する割合である。

3 複数の欄に計上している学校がある。

図表 2-(4)-㉔ いじめの認知漏れと考えられる 32 校・45 事案の例

表 1 加害行為の「継続性」の要素がないため、認知しなかったもの		
No.	被害児童生徒 (対応年度)	概 要
1	小学生 (平成 26 年度)	被害児童が数人から下着まで下げられてひどく傷ついたことを教育相談により把握した。 いじめ等連絡会において報告しているが、単発的であり既に解決済みの内容であったことから、いじめとして認知しなかった。
2	中学生 (27 年度)	体育の授業後、クラス内で被害生徒の服を取り上げて投げ合い、被害生徒に返さず、被害生徒が泣いているのを教科担当が発見した。 被害生徒、加害生徒双方からの聞き取り及び被害生徒の保護者の意向を基に、管理職、生徒指導主事等で協議し、一過性の嫌がらせと判断し、認知しなかった。
3	小学生 (28 年度)	加害児童（上級生）から保冷剤の中身を付けられることを被害児童からの訴えにより把握した。 単発の事案であり、指導後の見守りが適切と判断した。
4	高校生 (28 年度)	被害生徒の左の上履きがトイレの手洗いの下に画鋲と共に置かれていたことを発見した教員が担任に報告して把握した。 現段階では、単発に起こった事例であるため、生徒指導主事の段階で見守りが適切と判断した。

表 2 「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差の要素がないため、認知しなかったもの		
No.	被害児童生徒 (対応年度)	概 要
1	小学生 (平成 27 年度)	加害児童が同級生の被害児童の顔面を殴る等の暴力行為をしていることを教員が発見し、保健室に同行した。 被害児童の保護者からいじめではないかとの訴えもあったが、①事案発生の要因が、被害児童が加害児童に対し、持ち物を盗まれたと疑ったことにあること、②被害児童が一方的に暴力を受けたのではないこと等から、けんかとして判断し、いじめとして認知しなかった。

表 3 その他、事案の「悪質性」や「緊急性」、被害児童生徒の心身の苦痛の度合い、加害児童生徒の「悪意」等に着目して認知しなかったもの		
No.	被害児童生徒 (対応年度)	概 要
1	中学生 (平成 28 年度)	被害生徒が悪口を言われ泣いていた事案について、いじめアンケートから担任が把握した。 学校いじめ対策組織で検討した。小学校からお互い言っていたあだ名を言われたのが嫌で泣いていたので、言った生徒に相手が嫌なことを言わないことを約束させた上、被害生徒に謝罪させた。深刻な事案ではなかったため、いじめではないと判断した。
2	中学生 (27 年度)	他校出身の高校生である加害生徒が被害生徒を殴打しライターを押し当てた。 加害生徒が他校出身の高校生であり、悪質かつ緊急の対応が必要と判断し、いじめではなく犯罪として対処した。

3	高校生 (27年度)	インターネット上で、誹謗中傷を行うとともに、被害生徒に対する卑わいな書き込みを拡散させたことを部活動指導の中で顧問が把握した。 事案が悪質かつ緊急の対応が必要と判断し、いじめではなく犯罪として対処した。
4	小学生 (不明)	友人から馬鹿と罵られたり、仲間はずれにされたりした事案について、いじめアンケートに被害児童が記入して把握した。 加害者に悪意はなく、軽微なものであったため、学校いじめ対策組織でいじめではないと判断した。
5	小学生 (28年度)	学級活動中、加害児童が、転倒した被害児童の顔面を紙製の製作物で殴った。被害児童が「やめて」と訴えるが、加害児童が引き続き被害児童を強く押した事案を担任が発見した。 上記事象をいじめにつながっている事象と判断し、認知しなかった。
6	小学生 (28年度)	被害児童の体育ズボンのポケットに画鋸が入っていたとの本人からの訴えにより把握した。 全学級に、何気なく使っている物の中に危険な物があること、使い方や持ち運びの約束を再度確認した。その後も上記事案について何も情報が得られないこと、被害児童に対して特に変わったことが起きなかった状況を踏まえ、いじめとして捉えることができなかった。

(注) 当省の調査結果による。